

一般財団法人 愛知県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程
(新 築)

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センターという。’)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る新築の技術的審査業務に係る申請料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査業務の申請料金は、一件につき、次に掲げる額とする。

一 戸建住宅

(1) 戸建住宅(併用住宅を含む)の新築の技術的審査料金は、下表による。

単位：円(税込)

種 別	床面積の合計	技術的審査料金		
		(い)	(ろ)	(は)
		法第6条第1項 (第1号～第6号 のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号の内、 第3号以外を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使用構造等」 のみの審査)
戸建住宅	200m ² 未満	47,000	43,000	36,000
	200m ² 以上	51,000	47,000	40,000
住宅型式性能認定 の住宅 (構造の安定に係 る認定を受けた ものに限る)	100m ² 未満	26,000	22,000	19,000
	100m ² 以上 200m ² 未満	33,000	29,000	26,000
	200m ² 以上	44,000	40,000	37,000
型式住宅部分等製 造者の認証を受け た住宅	100m ² 未満	23,000	19,000	16,000
	100m ² 以上 200m ² 未満	29,000	25,000	22,000
	200m ² 以上	37,000	33,000	30,000

- (注) 1. 併用住宅の場合の「床面積の合計」は、建物全体の延床面積とする。
 2. 床面積が500 m²以上の場合、上表にかかわらず別途見積りとする。
 3. 躯体が木造で地下車庫等構造計算がRC造である戸建住宅等で、構造計算が2種類必要なものは、一件10,000円を加算する。

(2) 適合証が交付された後の新築工事途中に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、下表による。

単位：円（税込）

種別	変更項目	技術的審査料金	
		センターが審査したもの	他機関が審査したもの
適合証交付済みの場合	耐震性	8,000	12,000
	上記以外	5,000	7,500
技術的審査中の当初の申請を取り下げ、改めて変更申請する場合	—	当初の技術的審査料金の2分の1 (千円未満切捨)	—

- (注) 1. 料金は、変更1分野あたりの料金とする。例えば、センターが審査したものの耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は13,000円となる。
 2. 躯体が木造で地下車庫等構造計算がRC造である戸建住宅等で、構造計算が2種類必要なものは、一件5,000円を加算する。
 3. 変更内容が軽微なものについては別途協議による。

(3) 新築工事完了後に、増改築により計画変更する戸建住宅(併用住宅を含む)の技術的審査料金は、別途見積もりとする。

二 共同住宅

(1) 共同住宅の新築の技術的審査料金は、下表による。

単位：円（税込）

種別	一棟の総戸数	技術的審査料金※			
		(い)	(ろ)	(は)	
		法第6条第1項 (第1号～第6号 のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号の内、 第3号以外を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使用構 造等」のみの審査)	
共同住宅等	在来工法の住宅	2戸以上 20戸未満	59,000+ 9,000×(M-2)	55,000+ 9,000×(M-2)	48,000+ 9,000×(M-2)
		20戸以上 100戸未満	221,000+ 5,000×(M-20)	217,000+ 5,000×(M-20)	210,000+ 5,000×(M-20)
		100戸以上	621,000+ 5,000×(M-100)	617,000+ 5,000×(M-100)	610,000+ 5,000×(M-100)
	住宅型式性能認定の住宅	2戸以上 16戸未満	48,000+ 7,000×(M-2)	44,000+ 7,000×(M-2)	41,000+ 7,000×(M-2)
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	2戸以上 16戸未満	47,000+ 6,000×(M-2)	43,000+ 6,000×(M-2)	40,000+ 6,000×(M-2)

※ Mは、棟全体の戸数

- (注) 1. 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅は、15戸超の場合は、別途見積もりとする。
 2. 躯体が木造で地下車庫等構造計算がRC造である共同住宅等で、構造計算が2種類必要な場合は、別途見積もりとする。

(2) 適合証が交付された後の新築工事に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、下表による。

単位：円（税込）

種別	変更項目	技術的審査料金※	
		センターが審査したもの	他機関が審査したもの
適合証交付済みの場合	耐震性	5,000×M	7,000×M
	上記以外	3,000×M	4,500×M
技術的審査中の当初の申請を取り下げ、改めて変更申請する場合	—	当初の技術的審査料金の2分の1 (千円未満切捨)	—

※ Mは、棟全体の戸数

- (注) 1. 料金は、変更1分野あたりの料金とする。例えば、耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は8,000×M円となる。
 2. 躯体が木造で地下車庫等構造計算がRC造である共同住宅等で、構造計算が2種類必要な場合は、別途見積もりとする。
 3. 変更内容が軽微なものについては別途協議による。

(3) 新築工事完了後に、増改築により計画変更する共同住宅の技術的審査料金は、別途見積りとする。

2 設計住宅性能評価と同時申請の場合の技術的審査料金は、下表による。

単位：円（税込）

種別	一棟の総戸数	技術的審査料金※			
		(い)	(ろ)	(は)	
		法第6条第1項 (第1号～第6号のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号の内、第3号以外を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使用構造等」のみの審査)	
戸建て住宅(併用住宅を含む)		10,000	6,000	3,000	
共同住宅等	在来工法の住宅	2戸以上 20戸未満	15,000+ 1,000×(M-2)	11,000+ 1,000×(M-2)	8,000+ 1,000×(M-2)
		20戸以上 100戸未満	33,000+ 1,000×(M-20)	29,000+ 1,000×(M-20)	26,000+ 1,000×(M-20)
		100戸以上	113,000+ 1,000×(M-100)	109,000+ 1,000×(M-100)	106,000+ 1,000×(M-100)
	住宅型式性能認定の住宅 (構造の安定に係る認定を受けたものに限る)	2戸以上 16戸未満	11,000+ 1,000×(M-2)	7,000+ 1,000×(M-2)	4,000+ 1,000×(M-2)
	型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	2戸以上 16戸未満	11,000+ 1,000×(M-2)	7,000+ 1,000×(M-2)	4,000+ 1,000×(M-2)

※ Mは、棟全体の戸数

- (注) 1. 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅は、15戸超の場合は、別途見積りとする。
2. 躯体が木造で地下車庫等構造計算がRC造である戸建住宅等で、構造計算が2種類必要なものは、一件10,000円を加算する。共同住宅等の場合は、別途見積りとする。
- 3 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合性判定の対象建築物である場合は、別途見積りによる。

(その他)

- 第3条 その他特別な事由により、上記料金表によらない場合は、別途センターと協議して定める額とする。
- 2 当センターの利用件数が多い場合、業務の効率化が期待できる場合等は、料金の減額ができるものとする。

(附則)

この規程は、平成21年5月15日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。